

子育て世帯への臨時特別給付金(先行給付金)について

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策として、新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者の収入が960万円以上の世帯を除き、0歳から18歳までの子供たちに1人当たり10万円相当の給付を行うことを、閣議決定されました。当初、年内の5万円の給付を予定していましたが、国から方針変更が示され、現金による10万円の一括給付が容認されたため、本市においても給付金に対する議決を経たうえで、10万円の一括給付を行うこととしたものです。

記

1. 支給対象者

① 令和3年9月分の児童手当対象児童

(特例給付対象児童を除く。生活保護受給対象児童含む)

② 令和3年9月1日から令和4年3月31日までに生まれた新生児

③ 令和3年9月30日を基準日として、平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれで養育されている児童

※児童手当支給基準同様に収入制限があります。

2. 申請方法等

◇(1. ①)の方:申請不要。対象世帯へは、12月15日に振り込みを行う旨の通知を送付。給付金の支給を希望しない場合は「受給拒否届出書」の提出が必要。

◇(1. ②)の方:申請不要。児童手当認定後、振り込みを行う旨の通知を送付。給付金の支給を希望しない場合は「受給拒否届出書」の提出が必要。

◇(1. ①、②)の公務員で児童手当を職場から受給されている方:要申請。年齢対象者の保護者へ令和4年1月中に案内及び申請書を送付します。

◇(1. ③)の方:要申請。年齢対象者の保護者へ令和4年1月中に案内及び申請書を送付します。

ただし、世帯の中に児童手当を受けている児童がいる場合は、(1. ①)に合わせて支給します。

3. 給付額及び支給時期等

支給額 児童1人当たり一律10万円

支給時期 (1. ①)の方については、児童手当指定口座に令和3年12月24日(金)支給
その他の方に対しては、原則、申請月の翌月に支給(月2回支給)